

第三十四回

出席者は左の通り。

委員

武井 篤君

です。予算の面がこれを不可能として

す。三十五年度中に完成できないでも使用する上となるならば、そのおど

とわすす三十四年度の最終者請合に上
程される、とういうことになっており
ますので、当委員会をおきましても、

車場の新設ということは方々でやって

質問すべきものではないと思ひますけれども、国務大臣としての一つ村上さんに何っておきたいのは、道路交通法案がいよいよ衆議院に上程されたようでございます。従つて自動車増加による市民に反す交通上の不安といふものは相当増大している。これを多少緩和するための地下または地上の駐車場の新設といふことは当然でございます。しかしながらこの自動車の増加といふ問題を、今日の段階では日本の都市の現状から見て政治的な考慮をしなければならぬ段階が来ているのではないかと、こう考えるわけですか。聞くところによりますと、何といひますか、單車といふかオートバイ類似のものなどは、後につける番号の準備がない。もう二、三カ月たつと毎日のように走つておられます車の増加、單車の増加によつてナンバーがなくなつてきておるといふのです。何とか手を打たなければならぬ。今の自動車のように、いろはとかあいうえおとかそれからABCといふものにするとか、これはそういうような増加率を示しているのです。これは自由主義的な自由経済のもとではとかく言うことはできないと思ひます。しかし今日の段階においては少なくともそれらのものは都心を横断している。人間の交通が正しいのか、自動車が増えたとてものをやるのか、その辺がはつきりつかめないくらいにながままな行動をしておる、それは単なる道路交通法のみで取り締まるということだけではあつてはならない。われわれは取締まりといふことは、今日の憲法下においては好ましくないことなんです。今度提案された法律も道路交通法といつて基本法になつ

ておりますけれども、少なくとも自動車、オートバイを走らすのは人間で、道路上を歩くのも人間なんです。従つて取り締まるというものは、なかつても、もつと根本的な増加といふか果増といふか、勝手気ままな新製品が、やはり今日では考えられなければならぬのじゃないか、こう思ふのです。その点はどうかうふうにお考えでいらつしやいませうか。

○国務大臣(村上勇君) この増車してくる状態についての規制等につきましては、これはどうも私のところでは、これはどうも私のところでは、なかなか言えないのですが、十分御指摘になつてしまふような点は今後考へていかねければならぬと思ひます。関係閣僚ともよく私相談してみたいと思ひますが、取り締まりの方の面は御承知のように警察庁の方でやつておりますが、私もどうもそういう取り締まりの面につきましても、できる限り民主的な方法によつて取り締まりをやつていけるような方向に持つていきたいと思ひます。そういう点につきましても、十分関係閣僚とも相談して万遺憾なきを期して参りたいと、かように思つております。

○田中一君 首都圏整備では学校とか工場とかの建設を制限して、人間の社会増といふものを防ごうといふので、こういう法律も出して通つております。車の問題は首都圏整備の今ではほとんどのガンです。これを何とかシャット・アウトする考えがなければならぬと思ふのです。夕方になれば、建設大臣の車は大きいからなおさらでしようが、銀座なんか歩けるものじゃない、都心なんかどこも歩けるものじゃない、これは首都圏整備で人間をシャット・アウトする、車は野放図もなく自然にまかしておくとすることは罪悪です。果増する交通事故といふものは、これは生命に關係がある、たとえ道路交通法が整備されたとしても、人間一ぺん死んでしまふは死んだ方が損なんです。たかだか保険料三十万くらいもらつて泣き寝入りするといふような現状です。これは大臣も考へてもらいたい。こういう現状から見ると、幾ら首都高速道路公団が、あるいは政府が都会地における道路の整備をしようといつたつて追つてくものじゃないのです。人間の社会生活は地下に、もぐつちやつて、地上はそういうものが通つておるならいいのですが、それは追つてきません、とても。そうすれば銀座辺なんかは駐車場を置くといふことはおやめになる方がいい、お入れにならないといふ方がいい。下手に駐車場を置くからそこにどんどん入つてくる。こういう点は道路あるいは街路を担当する建設大臣としては、どういふその交通を満たすことができないといふ現状から見ると、通産大臣なりあるいは他の閣僚なりに強い発言をして、人間の生活を不安に陥れないようにしたいだきたいと思ふ。幾ら首都高速道路公団がやろうと、道路局長があれやこれや手を考へても、今のような急激な増加といふものに対しては間に合ふものではないと思ふ。十分御考慮願ひたいと思ふのです。

○理事(稲浦隆藏君) ほかに御質疑はございませうか。……ほかに御質疑もなければ、本案についての質疑は終了したものと認めまして、これより本案について討論に入ります。御意見のお

ありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○田上松衛君 本案については賛成いたします。ただしこの場合、付帯決議といふほどのことでもないのですが、一応の点に対して希望を申し上げておきたいと思ひます。

と申し上げますことは、大体首都高速道路公団が行なうところの事業費は、昭和三十四年から四十年までの七カ年にわたつて一千三百七十七億円のほすだといふことであります。そこで、その中で関連街路の百八十五億円を差し引いた残りの八百五十二億円というものが、公団単独の責任において行なう事業だと理解するわけですか。そこでその八百五十二億の中の用地及び補償費はわずかに八十四億円にすぎないわけでありまして、率から見ますと実に九八・五という少額なものであります。さらにその内訳を見てもみると、補償費が二十四億円、用地費は六十億しかないのである状態でありまして、私は先日、用地取得について非常な関心を持つてゐるわけでありまして、この立場から、特に最近の土地値上がり、この状態等について実例を引用しながら、ある意味では警告を発しているわけなんです。この観点からこのようになつて、金銭で用地費を見ておいてしまつて、一体これで危険がないだろうかと思ふわけなんです。今でさえもこの前申し上げましたように、場所によつてはウナギのぼりといふよりも、むしろコイのぼりのような様相を呈してしまつてほとんど停止するところを知らない。しかもこれについては昔のようない、頭ごなしに押えるといふこともできないといふような事情があり

ます現在において、向う六年も七年も先の土地の取得についての金額をどういふ程度で見ても危険はないだろうか。単に金額の問題だけではなくして、先だつて申し上げた熊本の下釜のダムに見るような、あの種の問題等もあるいは起こり得るだらうかといふことを考へてみますと、直接工事に要する費用は、これは専門家がやるのですから大した間違ひはあまいといひたしましても、用地取得の点では土地価格の値上がり等、あるいは状況の変化等について多くの問題が起るであらうことを、憂慮せざるを得ないと思ひます。考へてゐるわけなんです。別の関連街路についていふのは、これは公団が三分の一しか負担しないわけなんです。それから、別に東京都という大きな力を持つてゐるものがございますから、これはいろいろな考へ方ができるでしようけれども、失礼なことを申し上げますが、まだ充足して幾らもならない、ほとんどしつとにちやつと毛が生えた程度の人をとる公団の首脳部が、この種の問題を解決するには非常な苦心が要るのではないかと、こういうことがまず心配されるわけなんです。

しかも、これについて今度改正されようとするこの要点は、「政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券に係る債務について保証することができる。」これは保証しなければならぬことに結局はなつてしまふわけなんです。この間に大きな政府の責任といふものも相当重大なものがあろうかと、こういうことを考へておかなければならぬと思ひます。

○内村清次君 実はこの前の委員会
のときも言ったように、どうも総括質
問が済まない。これでは困るのですか
ら、衆議院関係もありますから、きよ
うは道路の問題を最初やると言っただ
けども、これも差し控えます。まだ治
水の問題もあるのですが、それで、衆
議院がきょう上がりますでしょう。だ

ものが回わってきております。話を聞いてみますと、内部的には相当熾烈な要望があるようです。そこで、大臣にお尋ねいたしますことは、これはさきにこの国会で衆議院の予算分科会では、当然この法案予定になっております、国土開発縦貫自動車道の中央道路予定路線というのが法案となつて

検討してみなければまだはつきり申されませんが、これはもう必要やむを得ざる状態になったということによって、道路の問題がとり上げられることになります。いわゆる中央縦貫自動車道路の方はすでに法律によって決定いたしましたので、従いまして、建設省が二、三年間にわたって調査した結果を、路

のと思つております。従いまして、引き続き今事務的に各省と折衝いたしておりますから、速からず成案を得るものと私は確信いたしております。私としては必ず前回からお約束申し上げておりますように、本国会に提案いたすということは前回同様の気持でおる次第でございます。

案して考えなくちゃならぬ。がしかしこれは建設省の方でも相当乗り気だ、というふうなうわさをやはり関係議員の方々から聞いております。そこで私たちは判定をします上につきまして、大臣の意向を、この国道についてはどういふふうにお考えなのかというようなことを、やっぱり聞いておかな

○政府委員（佐藤寛政君） その点につ

きましては、現状把握がまず第一でございます。そしてその現状が将来どういうふうになるかという推定、それからまた、ただいまお話のように、この後進未開発地域に對しましては、いろいろの御計画があるようでございすから、その辺はよく調査、把握いたしまして、それらに沿うた基幹となる路線の配置を考えてみたいというところでございます。

○田中一君　そうすると、どこまでも地方計画に基づく国土計画の一環というふうに理解していいのですか。

○政府委員(佐藤寛政君)　そういう点も、関係当局とよく相談いたしまして、十分取り入れて参りたいと思っております。

○田中一君　日本の国土計画というものは、ただ今日の問題、今日の現象に對してあとを追っかけていくべきものではないのです。どこまでも民族の將來ゆくべきところを指向しながら、われわれの前にその計画というものが示されなければならぬ、私はこう考えておる。そこで、ただ単に道路が先行してもこれはならぬわけでは、日本の国土計画の全体の上に立ってそれが固まったならば、当然これは道路が先行しなければならぬわけでは、従ってそこまでのものは、ただ道路局だけの問題として現在取り上げられておるのか、あるいはせまい国土でそののせまいながらの国土を国の意思として調査をしようとするのか、その点はあるいは閣議で問題になったかどうか、あるいは国土総合開発審議会等という機関もあるのですから、それらに付議された何らかの計画があるのか。その点、今度の三千万円というのは、どれ

がそうなんです、その調査費というものは、その点の明確な計画の方向というものを明らかにしてほしいと思っております。

○田上松衛君　関連して。今、田中さんが非常に大きな立場での質問をしておられますが、私手取り早く、首都高速道路公団との関係において、東京都内の問題で今の問題に關連して、ちよつとお聞きしておきたい。要は、こういう方面を御調査なさっておられるか、どう考えられるかという点です。それは公団がやっています六号線及び七号線、いずれもこれらは荒川放水路並びに新荒川に遮断されて、都内の足立区、葛飾区、江戸川区等との間にはもう断ち切られておる状態になつてしまつてはいないか。これで

はせつめく作られた道路の機能が非常に狭められて、制限されているのじゃないか。これを荒川を渡つて向うへ、さつき申し上げました、これらの区との間に何か接触を持たすようなことが必要じゃないかと考えておりますが、これらについての御調査等はなさつておられますか、どうですか。

○政府委員(佐藤寛政君)　田中先生の御質問に對してまずお答えを申し上げます。先ほど申しました、全国的な高速自動車道路法の調査につきましましては、本年度は行政部費で九十三万円ほどいたしておりました。今年度はその程度でございまして、この調査は、実は建設省におきまして、最近の交通状況、自動車道路に對する要請、また国土開発費自動車道路建設法による御趣旨を考へまして、一応全国的な構想を把握しておく必要があるという考えに基づきまして、建設省が他省に一応

關係なく御要求いたしましたのでございす。しかしながら、この調査を進めて参ります場合には、先ほど先生の御指摘のように、いろいろ地方計画、また特別な国としての産業発展の方針等も当然關係して参ります、なおまた、せっかく自動車国道を考へても、その利用が十分でなければ非常に不経済になりますので、いろいろな方面との關係が出て参りますことは當然でございす。従いまして、私も、まず關係方面にございましていろいろの資料をもとにいたしまして、第一段の素案と申しますか、最初のプランを作り

ましたならば、關係方面とよく連絡いたしまして、だんだんその調査を精密に具體的にしていきたい。その第一着手を来年度やろう、こういう趣旨でございすので、従いまして予算もこの程度のもを要求いたした次第でございす。

次に、田上先生の御質問でございすが、首都高速道路との終端部における接続でございすが、これはやはり現在のところは、もつとも都心を對象にいたしまして計画ができておるが、いずれも近い将来におきまして、この先における交通ということが問題になってくるわけでありまして、全国的な道路網を考へる際に、そうした終端との連絡、また都市内は東京ばかりではございせん。大阪あたりもあるいは、こういふことを考へていかなければならぬのかもしれない、それらの計画との接続、調整といったようなものも調べるようにして参りたいと存じます。

○田中一君　これは打ちあけて道路局長から話を聞きたいのだけれども、今年

年は一般財源からちよつと二十四億円出していただきます。三年ぐらゐ前の池田勇人君が大蔵大臣時代だと思ひます。が、予算委員会、今日はもはやガソリン税というものは道路整備の目的税というふうに割り切り切りましたというやうな答弁をしていらつた。この道路整備五年計画の法律をわれわれが審議した当時は、これは諸君御承知のこと、一般財源を相当投入せよということ

をずいぶん要求しておつた。ところが年次のガソリンの消費が高まつてきたものだから、それに対する税率も高まつてきている。従つて、もう今日の段階では完全な目的税になりつつある。そこで二十四億円というものを一般財源からこれに入れたということ、これはどういふ考へ方に立つておつたのですか。もつとガソリン税のみならずそのほかに、ガソリンの生産というものが、われわれ明らかに承知しております。けれども、少なくとも自然増収というものは相当あると見ています。私たちは、昭和三十六年か七年度の決算期にあつて、今日の五カ年計画の工事費と見合ふと事業費が足りないから二十四億円の一般財源投入というものが行なわれたかどうかという点

は、どういふ計算に立つておるのですか。まあ、回りくどい言い方をしたけれども、もしもガソリン税の自然増収といふものが、最初に聞きますが、ガソリン税の自然増収といふものは一体どういふ率で上がつておるのですか。予算と決算の問題です。それは後年度にそれを上がつたものを全部ぶち込んで新しい計算を立てておるのですか。

○政府委員(佐藤寛政君)　私もガソリン税の推定をいたします際には、

もちろん建設省だけではございせんが、關係方面と御連絡いたしまして、まず今後自動車の利用がどういふふうになるかという予想を、後年度に對する予想を立てまして、それによつて、と大体自動車の数から使用ガソリン量といふものが出て参ります。それから非課税のものもございすし、目減りといふやうなものもございすので、それらを勘定いたしまして、この五カ年計画樹立の当初には御承知のやうなガソリン税を見通して参つたわけ

でございす。それが大体毎年一割増ぐらいになつておるかと存じます。その後実績を見ますといふと、當時予想していたものに對しまして、まずその根底の自動車数が予想よりもずっとふえている。従いまして、ガソリンの量もふえ、ガソリン税もふえておる。特に来年度あたりの予想につきましては、相当従来の予定よりもふえる見込みでございまして、予算で御説明いたしたように推定いたしましたわけではございす。しかし、これはいづれも推定でございすから、まあ決算に對しましては過不足があるわけではございす。御承知のように三十四年度予算におきましては、前々年度の決算額といたしまして、これは不足でございまして、たしか六億不足だつたと思ひます。ところが三十五年度、来年度に對しましては、前々年度の決算額から十一億加算されておるの

でございす。従いまして、来年度は来年度の揮発油税の税収入の見込みが相当多い上に、さらに前々年度の決算加算額十一億があるといふことで、ガソリン税による収入の額が三十五年度予算は相当多くなつてお

れは五カ年計画のワケ外で一般国費の投入によりまして相当多額のを要求しておったわけでございます。しかし予算折衝の最後の段階に、大臣初め私、各局長、まあ不眠不休でほんとうにこれは努力をいたしたわけでございます。自分たちのことを申しますのは恐縮でございますが、私どもとしてはもう根限り努力をいたしたつもりでござ

さいですが、予算編成当時のいろいろないきさつも御承知であると思います。が、最後にどういたしたとしてもこのワク外の道路といたしましては、六億六千万円が五カ年計画のワク外で一般国費からオリンピックの關係のものはつきまして、この計画内の道路財源といひましてはとにかくこの予算で計画量が確保できますので、私どもとしては泣く泣く、予算の編成を所定の期間までにこれを終わらせなければなりませんので、泣く泣く引き下がったというのが実情でございます。大臣はその間におきまして、ほんとうに私どもから見ましても涙ぐましい御努力をなさっておりますことは断言するにはばからない次第でございます。

○内村清次君　この点はまああなたとしては大臣の努力はそう言わざるを得ぬでしょう。しかし数字にはつきり現われていきますからね。こんな三十五年度に二十四億なんという数字をうのみ

にされた。しかも各公団あたりに対しては六十億でしよう。これをマイナスすると、いわゆる三十六億というものはガソリン税に依存しなくちゃならぬという形がちゃんと出てきておるのです。そうすると三十六年度、三十七年度にはほとんどガソリン税が公団出資金あたりに対しましては見合っている。

く、そうするとより一般財源というものは、今のあなたの方の立場、今の大蔵省の考え方では、みんなガソリン税におぶさってしまふという形になつておられます。そうして何とか五カ年計画はガソリン税で一つまかなつていこう。こういうような法律の中にある一般財源の使用ということが少しも努力されておらない。そうしてみますと、もう御承知のごとく、これは三十二年からガソリン税、ガソリン税といつて、どんどん増徴しております。ところがガソリン税の納税関係者の中にも重大な影響が私にはないかと思ひ心配しております。そこで私はむしろ田中君が言うように、この際一つ再検討をして、やはり拡大をして、そしてこの道路五カ年計画を御実行なさる時期にきておりやしないか、こういうことを私は直言したいと思ひます。

○政府委員(大沢雄一君) ただいま内村先生の御意見にことにごもつともでございます。限られた中の中で幾ら議論を合せておりましたも、なかなか立場々々でやはり相当の理屈がつかますが、何とかいたしまして、現在の交通の実勢、経済の成長が、もうこの五カ年計画のワクではこれは足りないでございます。ワクを広げるということが、これは私はやはり第一の問題ではなからうかと、この点につきまして、全く先生の御意見に傾聴する次第でございます。その方向に従ひまして私どもは最善の努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○武藤常介君 ただいま田中委員並びに内村委員の御質問に對しまして、大沢政務次官並びに道路局長の御答弁はしごく私も賛成であります。私は現実的にその内容を申し上げてみますと、たとえば六号国道が東京に入るとき、また宇都宮方面から来る国道が東京に入るとき、宇都宮からはきつめて短時間で来るが、東京都内に入りまして一時間かかる。水戸から東京都内も、境までは一時間かかる。東京に入つてからまた一時間かかるというふうな現状にあるのであります。これは東北地方の産業の開發に非常な影響を及ぼすものであると思ひます。どうかこのワクを拡大する時には東北方面にも重点を少し向けてもらいたい、かように私は希望する次第でございます。道路局長の御意見をちよつと伺ひます。

○政府委員(佐藤寛政君) ただいま御指摘の通り、せつかく一級国道ができてまして、東京都の入口までは円滑に参りますが、都内に入りまして、どの路線も非常に難渋するという状態でございます。従ひまして、新計画の樹立にあたりましては、これらも十分考えなければならぬし、また御指摘になりました東北地方の交通輸送の問題についても慎重に考慮することになつたと思ひます。

○武藤常介君 ただいまの局長の御答弁けつてございまして。この東北方面は割合に道の幅が広いところが多いでございます。こういう道路が非常にたくさんあるのであります。これはどうもいけません、ないがしろに見られておまして、いずれも交通が悪い。私個人の話を申し上げるとおかしなようでありまして、昨午の間、私各方面を歩きましたが、実に道路が悪い。これが今日の日本の道路かと思ひます。な道路がたぐさありまして、その道路を通つてみたらば、どうしても何だから、逆行してまた向こうの道路を通る、そうするとまた向こうの道路も完全でない、あるいは通れない。かような道路が非常に多いのであります。これは必ずしも茨城県ばかりでなく、栃木県にも福島県にも、あるいは岩手県にもそういう道路が非常に多いだろうと思ひます。道路の計画は、たゞいまのところ、ガソリン税がたぐさん入るのでありますから、これを道路公団の資金に回すとか何とかいうことを避けて、直接道路の改修に投じてもらいたい、かように存する次第であります。

○理事(福浦康蔵君) 本日はこの程度にてとどめまして、次回は三月三日午前十時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時二十二分散会

二月二十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、首都高速道路公団法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月五日)

二月二十六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、京都府山崎川改修工事施行に關する請願(第四四八号)

一、公共施設の整備改善に關連する市街地再開発に關する法律制定に關する請願(第五二九号)

一、国土開發縦貫自動車道路線中道志線案実現に關する請願(第五三一号)

一、新潟地区地盤沈下対策事業に對する国庫負担率引上げ特別措置の請願(第五四〇号)

一、一級国道二十八号線改良舗装工事促進に關する請願(第五五一号)

第五二九号 昭和三十五年二月十六日受理

公共施設の整備改善に關連する市街地再開発に關する法律制定に關する請願

請願者 東京都渋谷区上通り四ノ二六 山崎十男

紹介議員 森中 守義君

東京都は、昭和二十一年、「都道放射四号路線」のうち、赤坂から二子玉川に至る道路幅員計画をたて、その一部地域は、昭和三十一年度事業を開始することになつたのであるが、沿道の商店及び関係住民の立ちのき等の解決の見とおしがたないため、いまだに事業が進行しないありさまであるから、昭和三十四年第四回臨時都議会において採択された「超過取用制度に關する意見書」の立法化を促進して本問題の抜本的解決を期せられたいとの請願。

第五三二号 昭和三十五年二月十六日受理

国土開發縦貫自動車道路線中道志線案實現に關する請願

請願者 山梨県南都留郡道志村 長 山口光外十一名

紹介議員 田中 一君

国土開發縦貫自動車道路線には、道志線と大月線の二案があるが、大月線に比して道志線は、(一)經費の点において約百七十二億円少ないこと、(二)橋やトンネルが少なく、(三)曲線共に大月線よりゆるやかで、自動車通過時間は十分ないし二十分短縮され、軽快な運転ができるため積載量、燃料

消費、車両の消耗等すべての点において理想的な路線であること、(三)大月線には現在国鉄中央線及び国道甲州街道等の既設交通機関が重複しているため、この上縦貫自動車道がふくそうする場合は技術的な困難さが加わること、(四)未開發地域を通過するため未利用資源の活用開發ができること、(五)観光文化の面においても重要な要素をもつてゐる等の効果得失を考慮合わせられたいと道志線案を採択せられたいとの請願。

第五四〇号 昭和三十五年二月十七日受理

新潟地区地盤沈下対策事業に對する国庫負担率引上げ特別措置の請願

請願者 新潟県知事 北村一男 外三名

紹介議員 田中 一君

来年度予算中、新潟地区地盤沈下対策費として二十億円の予定をたてたことは、地元住民こそ喜びにたえないところであるが、財政再建団体である県としても、又、赤字団体となつてゐる新潟市としても、これに關する地方負担分の十一億四千万円は、負担能力の限界を越え、せつかくの応急対策事業も施行できない状態であり、国庫負担、補助増額並びに起債の充當等、政府の特別措置が強く要請されてゐる実情であるから、すみやかに国庫負担率引上げの特例法の制定について格段の尽力をせられるとともに、場合によつては議員立法について配慮せられたいとの請願。

第四四八号 昭和三十五年二月十二日受理

京都府由良川改修工事施行に関する請願

請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立
岡田中学校内 奥雲千
代子外十四名

紹介議員 岡 三郎君

京都府由良川のこの水は、歴史的にも伝説があるが、この川の改修事業としては、大野ダム及び福知山堤防工事が実施されたにすぎず、しかも大野ダムは、あまりにも上流であり、また、福知山堤防は福知山のためのものでしかないため、福知山から下流の地域は、支流との時差の関係上かえって、水位が高くなる状態で、台風七号、十五号の水害も福知山の下流が特にじん大であつた実情であるから、この際、単なる堤防工事や、被災時のささやかなる災害救助法の発動だけでなく、徹底的な改修工事を施行せられると共に、当面する災害復旧並びに救済については、災害救助法の適用及びその他の災害対策をすみやかに実施せられたいとの請願。

第五五一号 昭和三十五年二月十八日受理

一級国道二十八号線改良舗装工事促進に関する請願

請願者 兵庫県洲本市外連町七
丁目興国研究会内 南
垣外十名

紹介議員 竹中 恒夫君

建設省の道路整備五箇年計画に基づく一級国道二十八号線の改良並びに舗装工事は、昭和三十三年度予算一億円、三十四年度予算一億七千三百万円をもつて工事が進められているが、公表どおり昭和三十七年度までに完工するた

め三十五年度以後三年間は毎年度四億七千三百万円ずつの予算を割り当てられ、工事の促進を図りたいとの請願。

二月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、住宅地区改良法案
一、公営住宅法の一部を改正する法律案

住宅地区改良法案
住宅地区改良法

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 住宅地区改良事業

第一節 事業計画（第五条—第八条）

第二節 改良地区の整備、改良住宅の建設等（第九条—第十九条）

第三節 測量及び調査（第二十条—第二十四条）

第四節 費用の負担及び補助（第二十五条—第二十九条）

第五節 補則（第三十条—第三十二条）

第三章 雑則（第三十三条—第三十六条）

第四章 罰則（第三十七条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、不良住宅が密集する地区の改良事業に關し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項につ

て規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集積の建設を促進し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「住宅地区改良事業」とは、この法律で定めるところに従つて行なわれる改良地区の整備及び改良住宅の建設に關する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

2 この法律において「施行者」とは、住宅地区改良事業を施行する者をいう。

3 この法律において「改良地区」とは、第四条の規定により指定された土地の区域をいう。

4 この法律において「不良住宅」とは、主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものをいう。

5 不良住宅の判定の基準に關し必要な事項は、政令で定める。

6 この法律において「改良住宅」とは、第十七条の規定により施行者が建設する住宅及びその附帯施設をいう。

7 この法律において「地区施設」とは、児童遊園、共同浴場、集会所、共同作業場その他改良地区内に建設される住宅の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設で政令で定めるものをいう。

8 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場その他公共の用に供する施設で政令で定めるものをいう。

共の用に供する施設で政令で定めるものをいう。

（施行者）

第三条 住宅地区改良事業は、市町村が施行する。

2 都道府県は、市町村が住宅地区改良事業を施行することが困難な場合その他特別の事情がある場合においては、住宅地区改良事業を施行することができる。

3 特別区の存する区域においては、住宅地区改良事業は、都が施行する。

（改良地区）

第四条 建設大臣は、不良住宅が密集し、保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある一団地で政令で定める基準に該当するものを改良地区として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、住宅地区改良事業を施行しようとする者の申出に基づいてしなければならない。この場合において、市町村がその申出をしようとするときは、都道府県知事を經由してしなければならない。

3 第一項の規定による指定は、都市計画法（大正八年法律第三十六号）第二条の規定により決定された都市計画区域内の土地については、都市計画審議会の議を経てしなければならない。

4 第一項の規定による指定は、建設省令で定めるところにより、官報に告示することによつて行なう。

5 第一項の規定により指定があつたときは、第二項の申出をした者は、建設省令で定めるところにより、その旨を改良地区内の適当な場所に掲示しなければならない。

第二章 住宅地区改良事業

第一節 事業計画

（事業計画の認可）

第五条 施行者は、事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。この場合において、市町村がその申請をしようとするときは、都道府県知事を經由してしなければならない。

2 前項の規定は、施行者が事業計画を変更しようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）に準用する。

（事業計画）

第六条 事業計画においては、改良地区内の土地の利用に關する基本計画及び住宅地区改良事業の実施計画を定めなければならない。

2 改良地区内の土地の利用に關する基本計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 住宅並びに公共施設、地区施設及びその他の施設の用に供すべき土地の規模及び配置

二 公共施設、地区施設及びその他の施設の種別

三 その他建設省令で定める事項

3 住宅地区改良事業の実施計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 住宅地区改良事業を施行する土地の区域

二 改良住宅の建設戸数

三 工事の設計

四 資金計画

五 その他建設省令で定める事項
4 事業計画は、環境の整備改善を図り、災害を防止し、衛生を向上し、その他改良地区を健全な住宅地区に形成するように定めなければならない。

5 事業計画は、公共施設その他の施設に関する都市計画が決定されている場合においては、その都市計画に適合して定めなければならない。

6 公共施設その他の施設に関する都市計画が決定されているため改良地区内に住宅を建設することができないことその他特別の事情により第四項の規定を適用し難い場合においては、改良地区内の土地の利用に関する基本計画は、定めることを要しない。

7 改良地区内の土地の利用に関する基本計画において住宅の用に供すべきものと定められた土地に建設される住宅は、改良住宅、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の規定による公営住宅、日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の規定による住宅又は一団地の住宅経営に関する都市計画事業により建設される住宅とする。

8 この法律に規定するもののほか、事業計画の設定の技術的基準その他事業計画に関し必要な事項は、建設省令で定める。

（事業計画に関する協議）

第七条 施行者は、事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画又はその変更

に關係のある次の各号に掲げる者に協議しなければならない。

一 公共施設の管理者又は管理者となるべき者

二 地区施設の設置について許可、認可その他の処分をする権限を有する行政機関

三 改良地区内において住宅経営をしようとする地方公共団体、日本住宅公団及び一団地の住宅経営に関する都市計画事業を行なう者

（事業計画又はその変更の認可の告示）

第八条 建設大臣は、事業計画又はその変更の認可をしたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を官報に告示しなければならない。

2 前項の告示があつたときは、施行者は、建設省令で定めるところにより、その旨を改良地区内の適当な場所に掲示しなければならない。

第二節 改良地区の整備、改良住宅の建設等（建築行為等の制限）

第九条 前条第一項の告示があつた日後、改良地区内において、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは増設を行な

おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合におい

て、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、住宅地区改良事業の施行のため必要があるとき認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができ、この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、住宅地区改良事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができ、これは、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、これらの者が正当な理由がなく聴聞に応じないときは、この限りでない。

6 第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過

失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を、政令で定めるところにより、公告しなければならない。

7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（不良住宅の除却）

第十条 施行者は、改良地区内の不良住宅を除却しなければならない。

（不良住宅の取用等）

失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を、政令で定めるところにより、公告しなければならない。

（土地の整備）

第十二条 施行者は、改良地区内の土地の利用に関する基本計画に従つて、改良地区内の土地について区画形質の変更、整地その他健全な住宅地区を形成するため必要な整備を行なわなければならない。（土地の整備のための土地の取用等）

第十三条 施行者は、前条の規定による土地の整備のため必要がある場合においては、改良地区内の土地又はその土地にある土地取用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第五条第一項各号に掲げる権利を取用することができる。

2 施行者は、前条の規定による土地の整備のため必要がある場合においては、改良地区内の不良住宅以外の建築物、工作物その他の物件の所有者で当該物件の存する土地に關し施行者に対抗することができ、相当の期限を定めて、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に關し所有者に対抗することができる権利を有しないものに対して、相当の期限を定め、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。（一時収容施設の設置）

第十四条 施行者は、第十八条の規定により改良住宅に入居させるべき者を一時収容するため必要がある場合においては、これに必要な

施行者に対抗することができる権利を有しないものに対して、相当の期限を定め、これを明け渡すべきことを命ずることができる。

施行者は、改良地区内の不良住宅を除却するため必要がある場合において、改良地区内の不良住宅の占有者で当該不良住宅に關し施

失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を、政令で定めるところにより、公告しなければならない。

施行者に対抗することができる権利を有しないものに対して、相当の期限を定め、これを明け渡すべきことを命ずることができる。

（土地の整備）

第十二条 施行者は、改良地区内の土地の利用に関する基本計画に従つて、改良地区内の土地について区画形質の変更、整地その他健全な住宅地区を形成するため必要な整備を行なわなければならない。（土地の整備のための土地の取用等）

第十三条 施行者は、前条の規定による土地の整備のため必要がある場合においては、改良地区内の土地又はその土地にある土地取用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第五条第一項各号に掲げる権利を取用することができる。

2 施行者は、前条の規定による土地の整備のため必要がある場合においては、改良地区内の不良住宅以外の建築物、工作物その他の物件の所有者で当該物件の存する土地に關し施行者に対抗することができ、相当の期限を定めて、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に關し所有者に対抗することができる権利を有しないものに対して、相当の期限を定め、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。（一時収容施設の設置）

第十四条 施行者は、第十八条の規定により改良住宅に入居させるべき者を一時収容するため必要がある場合においては、これに必要な

施行者に対抗することができる権利を有しないものに対して、相当の期限を定め、これを明け渡すべきことを命ずることができる。

施行者は、改良地区内の不良住宅を除却するため必要がある場合において、改良地区内の不良住宅の占有者で当該不良住宅に關し施

失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を、政令で定めるところにより、公告しなければならない。

施設を設置しなければならない。
(一時収容施設等の設置のための土地等の使用)

第十五条 施行者は、前条の施設その他改良地区内における住宅地区改良事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な土地又はこれに關する所有権以外の権利を使用することができる。

(土地収用法の適用)

第十六条 第十一條第一項若しくは第十三條第一項の規定による収用又は前条の規定による使用に關しては、この法律に特別の規定がある場合は、土地収用法の規定を適用する。

(改良住宅の建設)

第十七条 施行者は、改良地区の指定の日において、改良地区内に居住する者で、住宅地区改良事業の施行に伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮すると認められるものの世帯の數に相當する戸數の住宅を建設しなければならない。

2 施行者は、前項の規定により建設しなければならない住宅の戸數が、次条の規定により改良住宅に入居させるべき者の世帯の數に比較して過不足を生ずることが明らかとなつた場合においては、これを増減することができる。

3 第一項の規定により建設する住宅は、第六條第六項に規定する場合その他特別の事情がある場合を除き、改良地区内に建設しなければならない。
4 第一項の規定により建設する住宅は、原則として、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一號)に規定する耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

第十八条 施行者は、次の各号に掲げる者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものを改良住宅に入居させなければならない。
一 次に掲げる者で住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失つたもの

イ 改良地区の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至つた者を除く。
ロ イただし書に該當する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至つた者。ただし、政令で定めるところにより、施行者が承認した者に限る。

ハ 改良地区の指定の日後にイ又はロに該當する者と同一の世帯に属するに至つた者
ニ 前号イ、ロ又はハに該當する者で改良地区の指定の日後に改良地区内において災害により住宅を失つたもの
三 前二号に掲げる者と同一の世帯に属する者
(整備完了後の土地の引渡し)

第十九条 施行者は、第十二條の規定による改良地区内の土地の整備を完了したときは、遅滞なく、事業計画で定めるところに従つて、第七條第一号若しくは第三号に掲

げる者又は地区施設その他の施設を設置すべき者にその土地を引き渡さなければならない。

第三節 測量及び調査

(測量及び調査のための土地の立入り等)

第二十条 都道府県知事又は市町村長は、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行ふ必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができ

る。
2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までにその旨を土地の占有者に通知しなければならない。

8 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨をその土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。
5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)
第二十一条 前条第一項の規定によ

り他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行ふ者は、その測量又は調査を行ふにあたり、やむを得ない必要があるつて、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行なうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なうとする日の三日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいらないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(証明書等の携帯)

第二十二条 第二十条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。
(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第二十三条 都道府県又は市町村は、第二十条第一項又は第二十一条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者が協議しなければならぬ。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、取用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(測量のための標識の設置)

第二十四条 都道府県又は市町村は、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

第四節 費用の負担及び補助

(費用の負担)

第二十五条 住宅地区改良事業に要する費用は、この法律に特別の規定がある場合のほか、施行者の負担とする。

(受益者負担金)

第二十六条 施行者は、不良住宅の除却により著しく利益を受ける者がある場合においては、条例で定めるところにより、それらの者にその利益を受ける限度において、除却に要した費用の全部又は一部を負担させることができる。

(国の補助)

第二十七条 国は、施行者に対して、不良住宅の除却(除却のための取得を含む。)に要する費用について、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

2 国は、施行者に対して、改良住宅の建設(建設のために必要な土地の取得及びその土地を宅地に造成することを含む。)に要する費用について、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その三分の二以内を補助することができる。

3 前二項の規定による国の補助金額の算定については、第一項に規定する不良住宅の除却又は前項に規定する改良住宅の建設に要する費用が建設大臣の定める標準除却費又は標準建設費をこえる場合においては、それぞれ標準除却費又は標準建設費をその費用とみなす。

(都道府県の補助)

第二十八条 都道府県は、住宅地区改良事業を施行する市町村に対して、補助金を交付することができる。

(国の補助に係る改良住宅の管理及び処分)

第二十九条 第二十七条第二項の規定により国の補助を受けて建設された改良住宅の管理及び処分については、改良住宅を公営住宅法に規定する第二種公営住宅とみなして、同法第十一条の二から第二十条までの規定を準用する。ただし、同法第十六条から第十八条までの

規定は、第十八条の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなつた場合に限る。

2 前項の規定による公営住宅法の規定の準用について必要な技術的調整等は、政令で定める。

第五節 補助

(関係図書の備付け)

第三十条 施行者は、建設省令で定めるところにより、事業計画に関する図書をその事務所に備え付けておかなければならない。

2 利害関係人から前項の図書の閲覧の請求があつた場合においては、施行者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(書類の送付にかわる公告)

第三十一条 施行者は、住宅地区改良事業の施行に關し書類を送付する場合においては、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくその者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を通知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付にかえることができる。

2 前項の公告があつた場合においては、その公告があつた日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

(技術的援助の請求)

第三十二条 市町村は建設大臣又は都道府県知事に対して、都道府県は建設大臣に対して、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行のため、それぞれ住宅地区改良事業に關し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

第三十三条 建設大臣は、都道府県知事若しくは市町村長又は施行者に対して、これらの者が行なう処分又は工事が、この法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づく建設大臣の処分違反していること認められる場合においては、住宅地区改良事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

長に異議の申立てをすることができ、

2 前項の規定による異議の申立てがあつたときは、都道府県知事又は施行者である都道府県若しくは市町村の長は、申立てを受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならない。

3 前項の規定による決定に不服のある者は、決定の通知を受けた日から二十日以内に建設大臣に訴願することができる。

4 訴願法(明治二十三年法律第五号)第十二条の規定は、第一項の規定による異議の申立てについて準用する。

(協議)

第三十六条 建設大臣は、次の各号に掲げる事項に關する処分をしようとするときは、あらかじめ、厚生大臣と協議しなければならない。

一 第四条の規定による改良地区の指定

二 第五条の規定による事業計画の認可又はその変更の認可

三 第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十三条第一項の規定による承認

四 第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十条の規定による家賃、同法第十七条各号の条件以外の入居者の具備すべき条件又は入居者の選考方法の変更命令

五 第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十四条第一項の規定による譲渡の承認又は同法第三項の規定による用途廃止の承認

六 第二十九条第一項において準

用する公営住宅法第二十四条の
二 第一項の規定による譲渡の承
認

第四章 罰則

第三十七条 次の各号の一に該当す
る者は、六月以下の懲役又は三万
円以下の罰金に処する。

一 第九条第四項の規定による命
令に違反して、土地の原状回復
をせず、又は建築物その他の工
作物若しくは物件を移転し、若
しくは除却しなかつた者

二 第二十条第一項の規定による
土地の立入りを拒み、又は妨げ
た者

三 第二十一条第一項に規定する
場合において、市町村長の許可
を受けずに、障害物を伐除した
者又は都道府県知事の許可を受
けずに土地に試掘等を行なつ
た者

第三十八条 次の各号の一に該当す
る者は、三万円以下の罰金に処す
る。

一 第十一条第二項の規定による
命令に違反して、不良住宅を明
け渡さなかつた者

二 第十三条第二項の規定による
命令に違反して、建築物、工作
物その他の物件を移転せず、又
は所有者に引き渡さなかつた者

三 第二十四条第二項の規定に違
反して、同条第一項の規定によ
る標識を移転し、除却し、汚損
し、又は損壊した者

第三十九条 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者がその法人又は人の業
務又は財産に関し、前二条の違反

行為をしたときは、行為者を罰す
るほか、その法人又は人に対して
各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 不良住宅地区改良法の廃止
(登録税法の一部改正)
(登録税法(明治二十九年法律第
二十七号)の一部を次のように改
正する。

第三十九条第二十一号ノ二の次に
次の一号を加える。

二十一ノ三 都道府県又ハ市町
村ガ住宅地区改良法ニ依ル住
宅地区改良事業ノ施行ノ為ニ
スル土地又ハ建物ノ権利ノ取
得又ハ所有権ノ保存ノ登記
(建設省設置法の一部改正)

4 建設省設置法(昭和二十三年法
律第百十三号)の一部を次のよう
に改正する。

第三条第二十一号中「不良住宅
地区改良」を「住宅地区改良法(昭
和三十五年法律第 号)の施行
」に改める。

5 国有財産特別措置法の一部改正
(国有財産特別措置法(昭和二十
七年法律第百十九号)の一部を
次のように改正する。

第六条の二第二項中「公営住宅
(公営住宅法(昭和二十六年法律
第百九十三号)第二条第四号に規
定する第二種公営住宅で耐火性能
を有する構造の地上階数三以上の
ものに限る。以下同じ。)」を「公

営住宅等(公営住宅法(昭和二十六
年法律第百九十三号)第二条第四
号に規定する第二種公営住宅又は
住宅地区改良法(昭和三十五年法
律第 号)第二条第六項に規
定する改良住宅で耐火性能を有す
る構造の地上階数三以上のものを
いう。以下同じ。)」に、「当該公
営住宅」を「当該公営住宅等」に
改め、「公営住宅法第七条第三項」
の下に「又は住宅地区改良法第二
十七条第三項」を加える。
第六条の二第二項中「公営住宅」
を「公営住宅等」に改める。
(租税特別措置法の一部改正)

6 租税特別措置法(昭和三十三年
法律第百二十六号)の一部を次の
ように改正する。
第三十一条第一項第一号中「
不良住宅地区改良法(昭和二年法
律第百十四号)を削り、「道路法(昭
和三十七年法律第百八十号)の下
に「住宅地区改良法(昭和三十
五年法律第 号)を加える。
公営住宅法の一部を改正する法律
案
公営住宅法の一部を改正する法
律
公営住宅法(昭和二十六年法律第
百九十三号)の一部を次のように改
正する。
第八条第一項第一号中「一市町村
の」の下に「区域内で二百戸以上若
しくはその」を加える。
附則
1 この法律は、公布の日から施行
する。
2 この法律の施行前に生じた災害
に関しては、なお従前の例による。

昭和三十五年三月三日印刷

昭和三十五年三月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局